



## 人権尊重に関するポリシー

新日本科学では、「ビジネスと人権に関する指導原則」の理念に賛同し、「国際人権章典」および「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関 (ILO) 宣言」等の人権に関する国際規範ならびに国内の関連法令などに加え、当社企業理念である「環境・生命・人材を大切にす

会社であり続ける」に則った独自の倫理綱領を軸として、役職員、取引先、地域コミュニティ等の全ステークホルダーに対して人権を尊重した事業活動を推進します。

1. 新日本科学では、性別、年齢、学歴、財産、人種、民族、言語、国籍、出身地、容姿、身体・知的機能のハンデキャップ、性的指向・性自認、宗教、政治的信念、思想信条その他法的に保護される事由による不当な差別を禁じるとともに、公正・公平に個人の能力と職責に基づいた人材運用を行います。
2. 新日本科学は、あらゆる形態の強制労働、奴隷労働および人身売買による労働を一切認めません。
3. 新日本科学は、児童の福祉を保護するとともに、法的に認められた場合を除き児童の雇用を受け入れません。
4. 新日本科学は、法の規定に則り、結社の自由ならびに労働者の団結権および団体交渉権をはじめとする、労働基本権を尊重します。
5. 新日本科学は、個人情報の保護に関する法律および関係する法令を順守し、個人情報の適正な取り扱いに努めます。
6. 新日本科学は、社内・社外における差別やハラスメント等の不適切行為を防止するとともに、多様性を受け入れ互いを尊重し協力・活躍できる環境を構築するために、研修等を通じた人権尊重教育に努めます。
7. 新日本科学では、ステークホルダーとの継続的な対話の機会を確保し、当社事業に関連する人権への影響を理解し、その対応や取組みの状況を当社ウェブサイト等を通じ公表してまいります。
8. 新日本科学は、人権に対する負の影響を引き起こし、助長し又は直接関連したことが明らかになった場合、適切な手段を通じてその是正に取り組むとともに、ステークホルダーがアクセスしやすい相談窓口を拡充し、実効性のある救済メカニズムの整備を進めます。
9. 本ポリシーは、新日本科学の全役職員に適用されます。また、当社のサプライチェーン全体におけるすべてのステークホルダーに対して、本ポリシーへの理解と協力を求めます。

以 上

2021年10月 制定